平成２４年（フ）第１６４４号
札幌市東区北35条東１丁目２番13号　メゾン石狩Ｃ棟204号
債務者　高呂木保男
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５９号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番８―103号
債務者　大楽　　裕
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９３号
札幌市東区北33条東９丁目２番８号　ルナハイツ北33条202号
債務者　大竹　静江
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９４号
札幌市東区北33条東９丁目２番８号　ルナハイツ北33条202号
債務者　大竹希代子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１６号
札幌市北区北11条西３丁目２番21―603号
債務者　伊藤　倫久
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５１号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番９―107号
債務者　逢坂　正義
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５２号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番９―107号
債務者　逢坂　節子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０６号
札幌市東区北37条東９丁目１番14号
債務者　松木美智子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１９号
札幌市北区太平１条１丁目１番１―110号
債務者　川端　淳子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４号
群馬県高崎市上佐野町407番地　クラブナウ上佐野Ｂ―201号
債務者　大橋　天平
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５３２号
千葉県流山市東初石６丁目186番地の35―新D108街区２―403
債務者　堀籠　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４１号
千葉県流山市富士見台１丁目３番地の５　グリーンビレッジ江戸川台503
債務者　木ノ本伊津子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８７号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目２番３―607号
債務者　栗又　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８９号
千葉県流山市南流山３丁目１番地の９　ラ・ベルメゾンⅢ―308
債務者　増田　正史
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９２号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目１番地の19　フォレストハイツ201号
債務者　横尾志津江
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０４号
神奈川県座間市東原１丁目５番７号　グリーンリーフ104号
債務者　櫻井　明弘
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０５号
相模原市中央区横山台１丁目20番10号　横山台ハイツ２号棟203
債務者　木口　友子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部